

## 宇都宮市企業名等掲載学校用物品 寄附制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 企業名等の掲載された学校用物品（以下「企業名等掲載物品」という。）の寄附受入れについては、宇都宮市物品管理規則（平成17年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この制度は、市が企業名等の掲載された物品の寄附を募集し、学校用の物品として受入れることで、企業市民の教育への参加を促し、学校応援の輪を拡大するとともに、地域資源を最大限教育へ投資することで持続可能な教育基盤の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「企業名等」とは、事業者名、ロゴマーク、キャラクター及びキャッチコピーをいう。

### (募集物品)

第4条 寄附を募集する物品は、次のとおりとする。

- (1) 用紙
- (2) 封筒
- (3) その他の物品

2 前項に掲げる物品は、宇都宮市グリーン調達推進方針に合致するものでなければならない。

### (業種又は業者の基準)

第5条 教科書教材会社、学習塾及び私立学校その他これらに準ずる業種又は業者からの寄附は受け入れない。

2 前項に定めるもののほか、業種又は業者に関する基準は、宇都宮市広告事業掲載基準を準用する。

### (企業名等掲載の基準)

第6条 企業名等の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、寄附受入れの対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他企業名等を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、企業名等に関する基準は、宇都宮市広告事業掲載基準を準用する。

(企業名等掲載物品の使用範囲)

第7条 企業名等掲載物品の使用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、保護者・地域住民に使用するもののうち、児童・生徒の教材として活用するものについては、企業名等掲載物品の使用を行わないものとする。

種別	保護者・地域住民	教職員
用紙	○	○
封筒	○	○
その他の物品	○	○

(企業名等掲載物品の使用権及び処分権)

第8条 寄附を受入れた企業名等掲載物品の使用権及び処分権は、市に帰属する。

2 寄附者は、市長に対して企業名等掲載物品について特定のものへの使用を指定し、又は保護者・地域住民用と教職員用の使用配分について指示することはできない。

(寄附申込み)

第9条 寄附申込者は、規則第8条第2項に定める寄附申込書のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業名等掲載物品仕様書
- (2) 物品見本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(寄附受入れの決定)

第10条 市長は、前条の寄附申込みがあったときは、第5条及び第6条に定める基準に照らしてその内容を審査し、寄附受入れの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、寄附受入れの可否を決定したときは、寄附申込者にその旨を通知しなければならない。

(寄附手続きの代行)

第11条 寄附申込者は、あらかじめ市長の承諾を得て必要な手続を広告代理業者等(以下「広告取扱者」という。)に代行させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 寄附申込者は、決定を受けた企業名等掲載物品を寄附する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(寄附物品の納品)

第13条 寄附申込者又は広告取扱者は、寄附物品を納品するときは、その方法、日程等につ

いて市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(寄附物品受領書の通知)

第14条 市長は、寄附物品の納品に際して検査を行い、検査に合格したときは、規則第8条第3項に定める寄附物品受領書により、寄附申込者に通知する。

(寄附者及び広告取扱者の義務)

第15条 寄附者及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 企業名等の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 企業名等の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 企業名等に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 企業名等の内容が第10条第2項の規定による指示又は条件に適合したものであること。

2 寄附者及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(寄附受入れ決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附受入れに係る決定を取り消すことができる。

- (1) 寄附者及び広告取扱者が第10条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 決定を行った後の事情変更により企業名等の内容等が第6条の基準に抵触したとき。
- (3) 寄附者が倒産、解散等により消滅したとき。
- (4) その他企業名等の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(企業名等掲載物品の処分等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業名等掲載物品を廃棄し、又は掲載内容の塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 前条の規定により寄附受入れの決定の取消しをなされた者が企業名等掲載物品を回収しないとき。
- (2) 企業名等掲載物品が破損又は汚損したとき。

2 前項第1号及び第2号の企業名等掲載物品の廃棄、塗りつぶし等に要する費用は、寄附者及び広告取扱者の負担とする。

(自社物品への協賛表示)

第18条 寄附者は、決定日から1年の期間内において、寄附物品と同種の物品に制度協賛の表示を行うことができる。

2 前項の協賛表示を行う場合、寄附者及び広告取扱者は市長と協議しなければならない。

3 第16条の規定により寄附受入れ決定の取消しがなされた者は、協賛表示物品の使用を速やかに停止しなければならない。

(宇都宮市企業名等掲載学校用物品選定委員会の設置)

第19条 企業名等が掲載された物品の寄附受入れの可否を審査するため、宇都宮市企業名等掲載学校用物品選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員会の委員長には教育次長を、副委員長には学校教育担当次長を、委員には教育企画課長、学校管理課長、学校教育課長、学校健康課長、教育センター所長、小学校校長代表、中学校校長代表及び市長がその都度必要と認める職員をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 企業名等掲載物品の寄附受入れ決定に関すること。

(2) その他企業名等掲載に関し市長が必要と認める事項

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 前条第6項の規定にかかわらず、委員長は、業種や業者、企業名等掲載物品が第5条及び第6条に定める基準を満たしている場合は、回覧審査により寄附受入れを決定することができるものとする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、宇都宮市企業名等掲載学校用物品寄附制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。